

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年4月11日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 木村 達夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

89, 846

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

661, 535

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

| 市 町 名 | 請求権を有する者の総数の 3分の1等の数 |
|-------|-------------------------|
| 神戸市 | 254,312 |
| 姫路市 | 138,545 |
| 尼崎市 | 127,889 |
| 明石市 | 84,052 |
| 西宮市 | 132,791 |
| 洲本市 | 11,772 |
| 芦屋市 | 26,307 |
| 伊丹市 | 55,078 |
| 相生市 | 7,633 |
| 豊岡市 | 21,198 |
| 加古川市 | 72,018 |
| たつの市 | 20,284 |
| 赤穂市 | 12,655 |
| 西脇市 | 10,619 |
| 宝塚市 | 63,602 |
| 三木市 | 20,490 |
| 高砂市 | 24,186 |
| 川西市 | 43,213 |
| 小野市 | 12,797 |
| 三田市 | 29,830 |
| 加西市 | 11,595 |
| 丹波篠山市 | 10,924 |
| 養父市 | 6,048 |
| 丹波市 | 16,802 |
| 南あわじ市 | 12,396 |
| 朝来市 | 7,858 |
| 淡路市 | 11,747 |
| 宍粟市 | 9,691 |
| 加東市 | 10,582 |

| 市 町 名 | 請求権を有する者の総数の 3分の1等の数 |
|-------|-------------------------|
| 猪名川町 | 8,172 |
| 多可町 | 5,359 |
| 稲美町 | 8,408 |
| 播磨町 | 9,444 |
| 神河町 | 2,934 |
| 市川町 | 3,107 |
| 福崎町 | 5,071 |
| 太子町 | 9,203 |
| 上郡町 | 3,971 |
| 佐用町 | 4,302 |
| 香美町 | 4,446 |
| 新温泉町 | 3,710 |